

各 位

米国政府の関税措置等に関する
「相談窓口」と「特別融資」の延長について

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、米国政府の関税措置等により、直接的・間接的に影響を受けられたお客さまを引き続きご支援するため、下記のとおり「米国政府の関税措置等に関する相談窓口」と、「トマト米国関税対応特別融資」の取り扱いを延長いたしますので、お知らせいたします。

記

【相談窓口の概要】

名 称	米国政府の関税措置等に関する相談窓口
設 置 期 間	2025年4月8日(火)～2026年3月31日(火)
設 置 場 所	(1)全営業店(ももたろう支店は除く) 相談受付時間：窓口(平日)午前9時から午後3時まで(※) (※)昼休業実施店舗は昼休業時間を除く ：電話(平日)午前9時から午後5時まで (2)ビジネスサポートプラザ 所在地：岡山市北区番町2-2-15 トマト銀行第2別館1階 連絡先：0088-24-1020(フリーコール) 相談受付時間：窓口・電話(平日)午前9時から午後5時まで

【特別融資の概要】

名 称	トマト米国関税対応特別融資
ご 利 用 いただける方	米国政府の関税措置等により、直接的・間接的に影響を受けられた法人および個人事業主
お 使 い み ち	新米国政府の関税措置等により、経営に直接的・間接的な影響により必要となる運転資金および設備資金
取 扱 期 間	2025年4月9日(水)～2026年3月31日(火)
ご 利 用 金 額	5,000万円以内
お 借 入 期 間	運転資金 7年以内(6ヵ月以内の据置期間を含む) 設備資金 10年以内(6ヵ月以内の据置期間を含む)
お 借 入 利 率	当社所定金利(変動金利)より 年1.0%引き下げ
担 保	原則不要
取 扱 店 舗	全営業店(ももたろう支店は除く)
そ の 他	・当社所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・詳細は営業店窓口またはお電話でお尋ねください。

以 上